

## 両生類及び魚類を使用する動物実験等に関する申合せ

平成 26 年 2 月 17 日  
動物実験委員長裁定

(趣旨)

第 1 この申合せは、埼玉大学（以下「本学」という。）における動物実験等（教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。）について、国立大学法人埼玉大学動物実験規則（以下「規則」という。）の適用を受けない両生類及び魚類の生体を使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第 2 本学における両生類及び魚類の生体を使用する動物実験等については、規則第 38 条に基づき、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年度環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。）の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用範囲)

第 3 この申合せの適用を受ける両生類及び魚類は、原則として、卵黄に依存せず自立的な生育が可能である発生ステージ以降の個体とする。この場合において、発達ステージ以降であることの判断は、別表に定める卵黄がなくなる期間（孵化後）を基準とする。

(苦痛の判定)

第 4 実験中の苦痛の判定は困難であることから、埼玉大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）では「想定される苦痛のカテゴリー」の判定を行わない。

(遵守事項)

第 5 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、特に次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 両生類及び魚類に与える苦痛を軽減する観点から、必要に応じて、動物種及び実験目的を考慮した上、実験中は適切な麻酔薬を使用する。
- (2) 両生類を殺処分する場合は、適切な麻酔薬による深麻酔処理又は物理的方法を用いて安楽死させる。
- (3) 魚類を殺処分する場合は、適切な麻酔薬による深麻酔処理又は深麻酔後にさらに冷却する方法を用いて安楽死させる。

(雑則)

第6 この申合せに定めるもののほか、両生類及び魚類を使用する動物実験等  
に関し必要な事項は、規則の例によることができるものとする。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

別表

種名	卵黄がなくなる時期（孵化後）
（両生類）	
ウシガエル	10日
トウキョウダルマガエル	10日
ヒキガエル	8日
アフリカツメガエル	4日
（魚類）	
ゼブラフィッシュ	7日
メダカ	9日